

【参照法令・条例等略称】

「法」：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

「法施行令」：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令203号）

「法施行規則」：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）

「条例」：幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年栃木県条例第43号）

「条例施行規則」：幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年栃木県規則第44号）

「例」：平成27年1月27日付け府政共生第73号他通知

以下の通知を、上記のように表記します。

なお、事務連絡の場合は、発出元も併せて標記します（例：平成27年11月19日付け内閣府事務連絡）

府政共生第73号
26初幼教第29号
雇児保発0127第1号
平成27年1月27日

各都道府県知事
..... 殿
.....

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当） 長田浩志
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長 淵上孝
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長 朝川知昭

幼保連携型認定こども園園児指導要録について（通知）
標記について、.....

I 幼保連携型認定こども園の管理・運営

1 幼保連携型認定こども園の設置、廃止等

(1) 幼保連携型認定こども園の法的な位置づけ等

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の4つの類型があります。

幼保連携型認定こども園（以下「幼保認可園」）は、法の一部改正により、平成27年度から学校かつ児童福祉施設として単一の認可施設として位置づけられました。

(2) 所轄庁

- ① 栃木県内に設置する②以外の幼保認可園 栃木県知事
- ② 宇都宮市内に設置する幼保認可園 宇都宮市長

(3) 設置・廃止、報告の徴収等

① 設置・廃止

- i 幼保認可園を設置できるのは、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみです（法第12条）。

設置特例

設置主体は上記のとおりですが、以下のとおり特例があります。

法施行日（平成27年4月1日）の前日に存する幼稚園の設置者は、法附則第4条第1項各号の要件に適合する場合は、当面の間、幼稚園を廃止して幼保認可園を設置することができます。

〔留意点（法施行規則附則第3条）〕

- ・ 設置は、廃止する幼稚園の所在した区域と同一の区域内に限る。
- ・ 廃止する幼稚園の数 \geq 設置する幼保認可園の数

- ii 市町は、幼保認可園を設置しようとする時、又は廃止、休止若しくは設置者の変更（以下「廃止等」）を行おうとする時は、あらかじめ、所轄庁に届出を行わなければなりません（法第16条）。

- iii 国及び地方公共団体以外の者は、幼保認可園を設置しようとする時、又は廃止等を行おうとする時は、所轄庁の認可を受けなければなりません（法第17条第1項）。

認可上の手続

※1 所轄庁は、あらかじめ法第25条の審議会等の意見を聴かなければなりません（法第17条第3項）。

※2 宇都宮市は、あらかじめ知事に協議しなければなりません（法第17条第4項）。

※3 設置認可の場合、県は、あらかじめ市町長に協議しなければなりません（法第17条第5項）。

申請者の欠格事由

申請者は、法第 17 条第 2 項各号の基準に合致する場合、幼保認可園の認可を受けることができません（法第 17 条第 6 項）。

② 報告の徴収等

i 報告の徴収・検査

所轄庁は、必要がある時は、幼保認可園に対して報告を求めたり、検査を行うことができます（法第 19 条第 1 項）。

ii 改善勧告・改善命令

所轄庁は、幼保認可園が法、条例等に違反した時は、必要な改善を勧告できます。この勧告に従わず、かつ、園児の教育・保育上有害であると認められる時は、必要な改善を命ずることができます（法第 20 条）。

iii 事業停止命令

所轄庁は、以下に該当する場合、幼保認可園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができます（法第 21 条第 1 項）。

ア 幼保認可園が、法、条例等に故意に違反し、園児の教育・保育上著しく有害であると認められるとき。

イ 幼保認可園が改善命令に違反したとき。

ウ 正当な理由なしに、6 か月以上休止したとき。

※ 事業停止命令に違反した者：6 か月以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金（法第 38 条）

iv 認可の取消し

所轄庁は、幼保認可園が法、条例等に違反した時は、認可を取り消すことができます（法第 22 条第 1 項）。

事業訂正命令及び認可の取消しを行う際の手続

所轄庁は、あらかじめ法第 25 条の審議会等の意見を聴かなければなりません（法第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項）。

③ 情報の提供

県は、幼保認可園の認可等をした時は、インターネットの利用等により、教育保育概要等について周知を図ります（変更届出があった時も同様）（法第 28 条及び第 29 条第 2 項）。

2 幼保連携型認定こども園の設備、運営等の基準

(1) 学級編制、職員等

① 学級編制等

満3歳以上は、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制します。

なお、原則として1学級の園児数は35人以下とし、学級は学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制します(条例第5条第1項から第3項)。

学級編制

- ・ 学級編制にあたっては、1号認定こどもと2号認定こどもを一体的に編制することが基本です。
- ・ 学級は①のとおり同学年で編制することが原則ですが、地域の実情等に応じて、異なる年齢で編制するなど、弾力的な取扱いをすることも可能です。
- ・ 満3歳児は、満3歳に達した段階で、1号認定又は2号認定に該当し、学級を編制することになりますが、各園の状況等を踏まえ、以下のような弾力的な取扱いが可能です。

↳ 当該年度中は2歳児クラス等に残る

↳ 3歳児学級(年少)へ移る

↳ 満3歳児学級を設ける など

※平成26年11月28日付け府政共生第1104号他通知

② 職員

i 幼保認可園には、園長及び保育教諭を置かなければなりません(法第14条第1項)。

また、調理員も置かなければなりません(条例第27条の規定により調理業務を全部委託する場合を除く)(条例第6条第4項)。

ii 次の職員を置くように努めなければなりません(条例第6条第5項)。

ア 副園長又は教頭

イ 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

ウ 事務職員

職員

i 及び ii の職員の他、認可園に置くことができる職員は、以下のとおりです。
主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭及びその他必要な職員(法第14条第2項)

職員の所掌事務

園長、副園長、教頭等の所掌事務は法第14条第3項から第18項までを御参照願います。

③ 園長、副園長及び教頭の資格

i 園長は、教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、保育士登録を受けている者で、以下の職に五年以上勤めていることが必要です(法施行規則第12条)。

- ア 学校教育法第一条の学校等の校長（幼保認可園の園長を含む）の職
 - イ 学校教育法第一条の学校及び幼保連携型認定こども園の教員
 - ウ 学校教育法第一条の学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員等 ほか
- ※ アからウ以外は法施行規則第 12 条各号を確認してください。

ただし、運営上特に必要がある場合は、園を適切に管理・運営する能力を有し、この規定で定める者と同等の資質を有する者を園長とすることができます（法施行規則第 13 条）。

園長の欠格事由
学校教育法第 9 条各号の基準に合致する場合、園長になることができません（法第 26 条 学校教育法第 9 条準用）。

- ii 副園長及び教頭の資格も同様に取り扱います（法施行規則第 14 条）。

④ 職員の資格

- i 主幹保育教諭、指導保育教諭及び保育教諭(以下「保育教諭等」)並びに講師（保育教諭に準ずる職務に限る）は、幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者でなければなりません（法第 15 条第 1 項）。

経過措置
施行日（平成 27 年 4 月 1 日）から 5 年間は、i にかかわらず、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は保育士登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）になることができます（法附則第 5 条第 1 項）。

- ii 主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければなりません（法第 15 条第 2 項）。

- iii 主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければなりません（法第 15 条第 3 項）。

- iv 助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に限る）は、幼稚園助教諭の臨時免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者でなければなりません（法第 15 条第 4 項）。

経過措置
施行日（平成 27 年 4 月 1 日）から 5 年間は、iv にかかわらず、幼稚園助教諭の臨時免許状を有する者は、助保育教諭又は講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）になることができます（法附則第 5 条第 2 項）。

- v 養護助教諭は、養護助教諭の臨時免許状を有する者でなければなりません（法第 15 条第 5 項）。

□ 罰則

資格のない者を任命し又は雇用したり、資格がないのに主幹保育教諭等になった者は、30万円以下の罰金に処せられます（法第39条第1号から第4号）。

□ 教員の欠格事由

主幹教諭（主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師は、学校教育法第9条各号の基準に合致する場合、教員になることができません（法第26条 学校教育法第9条準用）。

□ 教員免許更新制度（「IV 関係条例、通知等」を参照）

- ・平成21年4月以降に授与される教員免許状に10年間の有効期限が付されます。
- ・免許状更新のために30時間以上の講習の受講・修了が必要となります。
- ・平成21年3月31日以前に免許状を取得した方にも更新制の基本的な枠組みが適用されます。

⑤ 配置基準

- i 教育・保育に直接従事する職員（保育教諭等及び講師）の数は、下表のとおりです。
ただし、常時2人を下回ってはならず、かつ、園長が専任でない場合は、原則として当該合算した数に1人を増加した数が必要となります（条例第6条第3項）。
なお、公定価格の算定上、別途、職員の配置が必要となりますので、詳しくは市町村担当課に確認してください。

園児の区分	員数
1 満4歳以上	おおむね30人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満	おおむね20人につき1人
3 満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人
4 満1歳未満	おおむね3人につき1人

□ 職員数の算定方法

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} = & (0\text{歳児の数} \times 1/3) \\ & + \{ (1\text{歳児の数} + 2\text{歳児の数}) \times 1/6 \} \\ & + (3\text{歳児の数} \times 1/20) \\ & + \{ (4\text{歳児の数} + 5\text{歳児の数}) \times 1/30 \} \end{aligned}$$

- ☝ 各計算において小数点第1位（第2位以下切捨て）まで求め、総合計は小数点以下を四捨五入して求める。

※平成26年11月28日付け府政共生第1104号他通知

〔保育教諭等の配置基準の要件弾力化〕

保育士不足等を背景に、当分の間、配置基準の要件が弾力化されています。
詳細は「IV 関係条例、通知等—1 条例、規則等関係」を御参照願います。

- ii 各学級に担当する専任の保育教諭等を1人以上置かなければなりません(条例第6条第1項)。

ただし、特別の事情がある時は、保育教諭等は専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は学級数の1/3の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができます(条例第6条第2項)。

※ iにより必要となる職員数と学級数が異なる場合、以下のように取り扱います(条例第6条第3項)。

ア 学級数(A) > iの表により必要となる職員数(B)

→ 配置職員数は(A)となります。

イ 学級数(A) < iの表により必要となる職員数(B)

→ 配置職員数は(B)となります。

⑥ 社会福祉施設等の職員との兼用

運営上必要と認められる場合は、幼保認可園の職員の一部(園児の保育に直接従事する職員を除く)を、他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねさせることができます。(条例第18条)。

(2) 設備

① 園舎及び園庭

幼保連認可園には、園舎及び園庭を備えなければなりません(条例第7条第1項)。

なお、園舎及び園庭は同一の敷地内又は隣接する位置に設けることが原則となります(条例第7条第5項)。

園地、園舎等の自己所有

幼保認可園の運営が安定的かつ継続的に行われることが必要となりますので、原則として、園地、園舎等は設置者がその所有権を有していることが適当です。

※平成26年12月18日付け府政共生第743号他通知

② 園舎の基準

- i 園舎は2階建て以下が原則ですが、特別の事情がある時は、3階建て以上とすることもできます(条例第7条第2項)。

- ii 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下「保育室等」)は、1階に設けるものとします。ただし、条例施行規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を2階以上の階に設けることもできます(条例第7条第3項)。

なお、3階以上の階に保育室等を設ける場合は、それらは、原則として満3歳未満の園児用となります(条例第7条第4項)。

幼保認可園の設置、改修等

建築行政担当部局、開発行政担当部局、農地行政担当部局等に対しても、必要に応じて、各種基準の適用の有無、取扱い等について確認を行ってください。

「平成27年2月13日付け内閣府他事務連絡」等を御参照願います。

iii 園舎面積は次の面積以上が必要です（条例第7条第6項）。

園舎面積＝ア＋イ

ア 下表により求める面積

学級数	面積
1 学級	180 m ²
2 学級以上	((学級数－2) × 100 m ²) + 320 m ²

イ 以下により求める面積

- ・ 満2歳未満（「ほふく」しない） : 園児数×1.65 m²
- ・ 満2歳未満（「ほふく」する） : 園児数×3.3 m²
- ・ 満2歳以上 : 園児数×1.98 m²

iv 保育室（満3歳以上用）の数は、学級数を下ってはなりません（条例第8条第2項）。

v 乳児室等の面積は、以下の面積以上となります（条例第8条6項）。

ア 乳児室 1.65 m²×満2歳未満の園児数（「ほふく」しない）

イ ほふく室 3.3 m²×満2歳未満の園児数（「ほふく」する）

ウ 保育室又は遊戯室 1.98 m²×満2歳以上の園児数

③ 園庭の基準

園庭面積は次の面積以上が必要です（条例第7条第7項）。

園庭面積＝ア＋イ

ア 「3.3 m²×満3歳以上の園児数」又は下表により求める面積のいずれか大きいほう。

学級数	面積
2 学級以下	((学級数－1) × 30 m ²) + 330 m ²
3 学級以上	((学級数－3) × 80 m ²) + 400 m ²

イ 満2歳児の園児数×3.3 m²

④ 園舎に備えるべき設備

i 園舎には、以下の設備を備えなければなりません。

ただし、特別の事情がある時は、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、兼用が可能です（第8条第1項）。

必置設備

職員室、乳児室又はほふく室（満2歳未満用）、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

※飲料用設備は手洗用、足洗用と区分（条例第8条第5項）

□ 調理室の特例

ア 満3歳以上の園児の場合

条例第27条の規定により外部搬入により給食を行うことが可能ですが、その場合は調理室を備えないことが認められます。ただし、調理設備は必要となります（条例第8条第3項）。

※ 外部搬入を行う場合は、同条各号の要件を満たさなければなりません。

イ 満3歳未満の園児が20名未満の場合

調理室を備えないことが認められます。ただし、調理設備は必要となります（条例第8条第4項）。

（参考：自治体向けFAQ【認定こども園】No.12）

(略)調理室を備えないことができる場合において、必要とされる「調理設備」とは具体的には何ですか。	当該施設において食事を適切に提供するための、加熱、保存等が可能な設備であり、具体的には電子レンジ・冷蔵庫などの設備等が考えられます。
--	--

ii 園舎には、以下の設備を備えるよう努めなければなりません（条例第8条第7号）。

放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室及び会議室

⑤ 園具及び教具

学級数及び園児数に応じ、教育・保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備え、常に改善し、補充しなければなりません（条例第9条第1項及び第2項）。

⑥ 社会福祉施設等の設備との兼用

運営上必要と認められる場合は、幼保認こ園の設備の一部（保育室等を除く）を、他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねさせることができます（条例第19条）。

⑦ 位置等

幼保認こ園の位置は、運営上適切で通園の際に安全な環境でなければなりません（条例第29条第1項）。

また、園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切でなければなりません（同第2項）。

⑧ 経過措置

みなし幼保認こ園（法附則第3条第1項）の設備は、条例第7条から第9条までの規定にかかわらず、従前の基準によるものとします（条例附則第2条第2項）。

⑨ 特例

i 幼稚園から幼保認可園への移行特例

ア 園庭面積の特例

法施行日（平成 27 年 4 月 1 日）の前日に存する幼稚園（適正運営の園に限る）の設置者が、幼稚園を廃止し、幼稚園と同一場所で、幼稚園の設備を用いて幼保認可園を設置する場合の園庭面積は、条例第 7 条第 7 項の規定にかかわらず、当分の間、次の面積を合算した面積以上とします（条例附則第 4 条第 1 項）。

(7) 下表に定める面積

学級数	面積
2 学級以下	$((\text{学級数}-1) \times 30 \text{ m}^2) + 330 \text{ m}^2$
3 学级以上	$((\text{学級数}-3) \times 80 \text{ m}^2) + 400 \text{ m}^2$

(イ) 2 歳児 $\times 3.3 \text{ m}^2$

イ 園舎面積の特例

アの幼保認可園の乳児室等の面積は、第 8 条第 6 項の規定にかかわらず、当分の間、以下に定める面積以上とします（同第 2 項）。

(7) 乳児室 $1.65 \text{ m}^2 \times$ 満 2 歳未満（「ほふく」しない）

(イ) ほふく室 $3.3 \text{ m}^2 \times$ 満 2 歳未満（「ほふく」する）

ii 保育所からの幼保認可園への移行特例

ア 園庭面積の特例

法施行日（平成 27 年 4 月 1 日）の前日に存する保育所（適正運営の園に限る）の設置者が、保育所を廃止し、保育所と同一場所で、保育所の設備を用いて幼保認可園を設置する場合の園庭面積は、第 7 条第 7 項の規定にかかわらず、当分の間、以下に定める面積以上とします（条例附則第 5 条第 2 項）。

- ・ 満 2 歳以上の園児数 $\times 3.3 \text{ m}^2$

イ 園舎面積の特例

アの幼保認可園の園舎面積は、条例第 7 条第 6 項の規定にかかわらず、当分の間、次の面積を合算した面積以上とします（同第 1 項）。

(7) 満 3 歳以上 : 園児数 $\times 1.98 \text{ m}^2$

(イ) 以下により求める面積

- ・ 満 2 歳未満（「ほふく」しない） : 園児数 $\times 1.65 \text{ m}^2$
- ・ 満 2 歳未満（「ほふく」する） : 園児数 $\times 3.3 \text{ m}^2$
- ・ 満 2 歳以上満 3 歳未満 : 園児数 $\times 1.98 \text{ m}^2$

iii 位置に関する幼稚園及び保育所の移行特例

法施行日（平成 27 年 4 月 1 日）の前日に存する幼稚園又は保育所（適正運営の園に限る）の設置者が、当該施設を廃止し、当該施設と同一の場所で、当該施設の設備を用いて幼保認可園を設置する場合において、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（条例第 7 条第 7 項第 1 号の面積以上のものに限る）を設ける者は、当分の間、条例第 7 条第 5 項の規定にかかわらず、次の要件を満たす場所に園庭を設けることが

できます。この場合、満3歳以上の園児の教育・保育に支障がないようにしなければなりません（条例附則第6条）。

ア 園児が安全に移動できる場所であること。

イ 園児が安全に利用できる場所であること。

ウ 園児が日常的に利用できる場所であること。

エ 教育・保育の適切な提供が可能な場所であること。

(3) 運営

① 教育・保育を行う期間及び時間

i 幼保認こ園において教育・保育を行う期間及び時間は次の要件を満たさなければなりません（条例第10条第1項）。

ア 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き39週を下ってはならないこと。

イ 教育時間は4時間/日とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

ウ 保育が必要な園児に対する教育・保育の時間は、8時間/日を原則とすること。

ii i-ウの教育・保育の時間は、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長が定めることとなります（条例第10条第2項）。

開園日等

- ・ 幼保認こ園の教育週数は年間39週以上ですが、保育を行う児童福祉施設であることから、日曜日及び国民の祝休日を除いた日を開園とすることが原則となります。
- ・ 園の教育時間は4時間/日を標準とする時間を確保する必要がありますが、具体的な時間設定は各園の判断になります。
- ・ 園の教育・保育の時間は8時間/日ですが、1日の開園時間は保育所と同様、11時間とすることが原則となります。

※平成26年11月28日付け府政共生第1104号他通知

土曜日開園義務

(参考：自治体向けFAQ【認定こども園】No.9)

幼保連携型認定こども園になった場合、原則として11時間開園、土曜日開園することが必要とのことですが、保護者が就労しておらず、かつ、保育利用希望がない又は希望時間が限定されている土曜日について、閉園又は開園時間の短縮をすることは認められるのでしょうか。また、保護者の理解を得るために、重要事項説明書やホームページ等にその旨を明記しても良いでしょうか。

土曜日も11時間開園することが基本ですが、園の都合ではなく、地域の実情に応じ、保護者の希望を確認した上で、土曜日について閉園又は開園時間の短縮をすることは差し支えないものと考えます。また、園の判断により、重要事項説明書やホームページ等に明記することも可能と考えます。ただし、土曜日であっても、11時間開所のニーズが存在する場合には、適切に保育を実施できる体制を整えておくことが前提です。

② 子育て支援事業

子育て支援は、教育・保育の専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、地域の教育・保育に対するニーズに照らし、地域において実施することが必要なものを保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとします（条例第 11 条）。

子育て支援事業は以下のとおりです（法施行規則第 2 条）。

ア 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

➡ 「地域子育て支援拠点事業」

イ 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

➡ 「乳児家庭全戸訪問事業」

ウ 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業

➡ 「一時預かり事業」

エ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業

➡ 「ファミリーサポートセンター事業」

オ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

➡ 「利用者支援事業」

③ 掲示

i 幼保認可園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、「幼保連携型認定こども園」である旨を掲示しなければなりません（条例第 12 条）。

ii 何人も、幼保認可園でないものについて、「幼保連携型認定こども園」という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない（法第 31 条第 2 項）。

※ これに違反した時：30 万円以下の罰金（法第 39 条第 6 号）

iii 法施行日（平成 27 年 4 月 1 日）に存する幼稚園（園名に「幼稚園」という文字を使用）の設置者は、幼稚園を廃止し、幼保認可園を設置する場合、学校教育法第 135 条第 1 項にかかわらず、名称に「幼稚園」という文字を用いることができます（法附則第 7 条）。

④ その他

運営上支障のない限り、園に社会教育に関する施設を附置し、又は園の施設を社会教育その他公共のために利用させることができます（法 26 条準用 学校教育法第 137 条準用）。

(4) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

① 教育・保育要領の遵守

幼保認こ園の設置者は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を遵守しなければなりません（法第 10 条第 3 項）。

□ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

法第 10 条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第二条第七項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。

- 2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第四十五条第二項の規定に基づき児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準（同項第三号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第一条に規定する小学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。

② 教育・保育要領の基本的な考え方

教育・保育要領は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けを持つ幼保認こ園として特に配慮すべき事項として、次の方針に基づき策定されたものです。

※ 平成 26 年 4 月 30 日付け府政共生第 351 号他通知

i 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- ア 幼稚園教育要領及び保育所保育指針において、環境を通して行う教育・保育が基本とされていることを踏まえ、幼保認こ園においても環境を通して教育・保育を行うことを基本としたこと。
- イ 教育・保育のねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉及び表現の 5 つの領域から構成するものとしたこと。

ii 小学校教育との円滑な接続

- ア 幼保認こ園における教育・保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしたこと。
- イ 園児と小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど連携を通じた質の向上を図るものとしたこと。

iii 幼保認こ園として特に配慮すべき事項

- ア 0 歳から小学校就学前までの一貫した教育・保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくものとしたこと。
- イ 園児の 1 日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮し、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、個々の状況に応じ、教育・保育の内容やその展開について工夫をするものとしたこと。特に、入園及び年度当初は、生活の仕方やリズムに十分に配慮するものとしたこと。

ウ 教育・保育の環境の構成の工夫について、満3歳未満の園児と満3歳以上の園児それぞれ明示したこと。

(5) 食事

食事の提供については、以下の事項を遵守していただきます。

なお、調理業務を委託する場合や食事の外部搬入を行う場合においても、園児に対する食事の提供責任は園にありますので、「平成28年1月18日付け府子本第448号他通知」等も確認の上、適切に行う必要があります。

- ・ 幼保認こ園において、保育認定子どもへの給食は園内で調理する方法(条例第19条の場合を含む)により行わなければなりません(条例第24条第1項)。
- ・ 給食の献立は、できる限り変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければなりません(同第2項)。
- ・ 給食は、食品の種類や調理方法について、栄養、身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければなりません(同第3項)。
- ・ 調理は予め作成された献立に従って行わなければなりません(同第4項)。
- ・ 園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければなりません(同第5項)。

弁当

保護者が希望する場合や園行事(例:園で「弁当の日」を設ける等)の際は、2号及び3号認定子どもについて弁当持参等の弾力的な取扱いも可能とされています。

※平成26年11月28日付け府政共生第1104号他通知

(6) 保健・安全管理

① 学校保健計画

幼保認こ園は、園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければなりません(法第27条 学校保健安全法第5条準用)。

② 環境衛生の維持

幼保認こ園の設置者は、学校環境衛生基準に照らして、園の環境維持に努めなければなりません(法第27条 学校保健安全法第6条第2項準用)。

また、園長は、学校環境衛生基準に照らし、園の環境衛生に関し適正を欠くものがある場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができない時は、設置者に対しその旨を申し出るものとします(同第3項準用)。

③ 園児の健康診断

幼保認こ園は、毎学年定期的に、園児の健康診断を行わなければなりません(法第27条 学校保健安全法第13条第1項準用)。

i 時期等

健康診断は入園時及び毎年度 2 回行う（うち 1 回は 6 月 30 日までにを行う）ことが原則です。ただし、疾病その他やむを得ない事由により期日までに受けることのできない時は、その事由のなくなった後速やかに健康診断を行うものとします（法施行規則第 27 条 学校保健安全法施行規則第 5 条準用）。

□ 健診結果の活用

特定の年齢の乳児・幼児に対して、市町村の取組により、ii の検査項目等と同等の健康診断が行われ、その結果を幼保認こ園と共有し、園の教育・保育や園児の健康管理に活用できる場合は、この健康診断を園で行う健康診断とみなす取扱いも可能とされています。

※平成 26 年 7 月 2 日付け府政共生第 569 号他通知

ii 検査項目

健康診断における検査の項目は次のとおりです（法施行規則第 27 条 学校保健安全法施行規則第 6 条準用）。

- ・身長及び体重 ・栄養状態
- ・脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
- ・視力及び聴力 ・眼の疾病及び異常の有無 ・耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無
- ・歯及び口腔の疾病及び異常の有無 ・心臓の疾病及び異常の有無
- ・尿 ・その他の疾病及び異常の有無

iii 健康診断票の作成

幼保認こ園は、健康診断を行った時は、園児の健康診断票（5 年間保存）を作成しなければなりません。

また、園児が転学した場合は、その園児の健康診断票を転学先の園長に送付しなければなりません（法施行規則第 27 条 学校保健安全法施行規則第 8 条第 1 項から第 4 項準用）。

iv 事後措置

幼保認こ園は、健康診断を行った時は、21 日以内に結果を園児・保護者に通知し、次の基準により、必要な措置をとらなければなりません（法施行規則第 27 条 学校保健安全法施行規則第 9 条準用）。

- ・疾病の予防処置を行うこと。
 - ・必要な医療を受けるよう指示すること。
 - ・必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
- 他（学校保健安全法施行規則第 9 条各号を参照）

④ 職員の健康診断

幼保認こ園の設置者は、毎学年定期的に、職員の健康診断を行わなければなりません（法第 27 条 学校保健安全法第 15 条第 1 項準用）

i 時期等

園の設置者が定める適切な時期に実施します（法施行規則第 27 条 学校保健安全法施行規則第 12 条準用）。

ii 検査項目

健康診断における検査の項目は、学校保健安全法施行規則第 13 条のとおりです（法施行規則第 27 条 学校保健安全法施行規則第 13 条準用）。

iii 健康診断票の作成

設置者は、健康診断を行った時は、職員健康診断票を作成しなければなりません（法施行規則第 27 条準用 学校保健安全法施行規則第 15 条第 1 項）。

また、職員健康診断票は 5 年間保存しなければなりません（同第 3 項）。

iv 事後措置

健康診断を行った医師は、健康に異常があると認めた職員に対して、検査結果を総合し、その職務内容及び勤務の強度を考慮し、指導区分を決定するものとされています（法施行規則第 27 条 学校保健安全法施行規則第 16 条第 1 項準用）。

また、設置者は、その医師が行った指導区分に基づき、所要の措置を講じなければなりません（同第 2 項準用）。

⑤ 出席停止・休業

i 園長は、感染症にかかっている、その疑いがある、又はかかる恐れのある園児がいる時は、政令で定めるところにより、出席を停止させることができます（法第 27 条 学校保健安全法第 19 条準用）。

- ・ 園長は出席を停止させようとする時は、その理由及び期間を明らかにして、保護者に指示をしなければなりません（法施行令第 7 条 学校保健安全法施行令第 6 条準用）。
- ・ 出席停止期間は、感染症の種類等に応じて、法施行規則第 27 条の規定により準用する学校保健安全法施行規則第 19 条で定める基準によることとなります。

罹患しやすい感染症の取扱い

以下の期間と定められていますが、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めた時はこの限りではありません。

ア インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）
発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで。

イ 百日咳

特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

ウ 麻疹

解熱した後 3 日を経過するまで。

エ 風しん

発しんが消失するまで。

<p>オ 水痘 すべての発しんが痂皮化するまで。</p>

ii 幼保認可園の設置者は、感染症の予防上必要がある時は、臨時に、園の全部又は一部の休業を行うことができます（法第 27 条 学校保健安全法第 20 条準用）。

<p><input type="checkbox"/> インフルエンザ休業措置に係る調整 休業措置を行うべきか否か、また休業措置を行う場合の期間決定、インフルエンザ予防のための衛生指導や衛生管理は、保育の必要性のある子どもを受け入れる児童福祉施設であることを踏まえ、市町村、学校医等と十分に相談してください。 ※平成 28 年 11 月 30 日付け内閣府事務連絡</p>	
<p><input type="checkbox"/> 感染症等の発生した場合の対応 (参考：自治体向け FAQ【認定こども園】 No.31)</p>	
<p>幼保連携型認定こども園において感染症等が集団発生した場合、いわゆる臨時に学級閉鎖や休業しなければならないのでしょうか。</p>	<p>幼保連携型認定こども園については、認定こども園法第 27 条により学校保健安全法第 20 条が準用されていますので、感染症の予防上必要がある時は、臨時に学級閉鎖や休業を行うことができるとされています。その際、保育の必要性のある子どもを受け入れている児童福祉施設であることを踏まえて対応することが望まれます。これらの措置を行うべきか否かについて、またこれらの措置を行うとした場合の期間等の決定や衛生管理、職員及び休園している園児や登園している園児に対する指導等を含む感染症予防に必要な措置については、自治体関係部署、学校医及び学校薬剤師等と十分相談してください。</p>

⑥ 保健所への連絡

幼保認可園の設置者は、健康診断を行おうとする場合、出席停止を行った場合及び学校の休業を行った場合は、保健所に連絡を行うものとします（・法第 27 条 学校保健安全法第 18 条準用 ・法施行令第 7 条 学校保健安全法施行令第 5 条準用）。

⑦ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

幼保認可園には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとします(法第 27 条 学校保健安全法第 23 条第 1 項、2 項準用)

□ 職務執行の準則（法施行規則第 27 条）

- ・ 学校医の職務執行の準則 学校保健安全法施行規則第 22 条参照
- ・ 学校歯科医の職務執行の準則 学校保健安全法施行規則第 23 条参照
- ・ 学校歯科医の職務執行の準則 学校保健安全法施行規則第 24 条参照

⑧ 学校安全に関する設置者の責務

幼保認こ園の設置者は、事故、加害行為、災害等により園児に生ずる危険を防止するほか、事故等により園児に危険又は危害が生じた場合において適切に対処できるよう、園の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとします（法第 27 条 学校保健安全法第 26 条準用）。

□ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時のガイドライン

（平成 28 年 3 月 31 日付け府子本第 192 号他通知）

- ・ 重大事故が発生しやすい場面毎の注意事項や、事故が発生した場合の対応などがガイドラインとしてまとめられています。
- ・ 園長はガイドラインを職員に周知徹底する等して、安全管理に努めてください。

⑨ 学校安全計画の策定等

i 幼保認こ園においては、園の施設及び設備の安全点検、園児に対する通学を含めた園生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければなりません（法第 27 条 学校保健安全法第 27 条準用）。

ii i の安全点検は、毎学期 1 回以上、園児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければなりません（法施行規則第 27 条 学校保健安全法施行規則第 25 条第 1 項準用）。

⑩ 学校環境の安全の確保

園長は、園の施設又は設備について、園児の安全確保を図る上で支障となる事項がある時は、遅滞なく改善を図るために必要な措置を講じ、又はこれが出来ない時は、設置者に対してその旨を申し出るものとします（法第 27 条 学校保健安全法第 28 条準用）。

⑪ 危険等発生時対処要領の作成等

i 幼保認こ園においては、園の実情に応じて、危険等発生時において職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（以下「危険等発生時対処要領」）を作成するものとします（法第 27 条 学校保健安全法第 29 条第 1 項準用）。

ii 園長は、危険等発生時対処要領の職員への周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとします（同第 2 項準用）。

(7) 運営状況に関する評価等

幼保認こ園の設置者は、教育・保育及び子育て支援事業（以下「教育・び保育等」）の状況等について評価を行い、その結果に基づき運営の改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません（法第 23 条）。

① 自己評価

設置者は、教育及び保育等の状況等について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとします（法施行規則第 23 条第 1 項）。

この評価を行うに際しては、設置者は実情に応じて適切な項目を設定して行うものとします（同第 2 項）。

② 学校関係者評価

設置者は、保護者その他の園の関係者（職員を除く）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとします（法施行規則第 24 条）。

③ 外部評価

設置者は、教育・保育等の状況等について、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとします（法施行規則第 25 条）。

(8) 運営状況に関する情報の提供

幼保認こ園の設置者は、保護者や地域住民等の理解を深め、これらの者との連携・協力の推進に資するため、教育・保育等の状況等に関する情報を積極的に提供するものとします（法第 24 条）。

(9) 業務管理体制の整備

① 責務

幼保認こ園の設置者は、法令遵守等の業務管理体制を整備しなければなりません（子ども・子育て支援法第 55 条第 1 項）。

② 届出先

園の設置者は、業務管理体制の整備に関する事項を、以下の区分に応ずる届出先に届け出なければなりません（同第 2 項）。

なお、届出事項に変更があった時は、遅滞なく変更の届け出をしなくてはなりません（同第 3 項）。

また、区分の変更により届出先が変更した場合は、変更前及び変更後の届出先に所定の事項を届け出なければなりません（同第 4 項）。

届出先	区分
市町村長	設置者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が 1 の市町村内に所在する場合
都道府県知事	届出先が市町村長及び内閣総理大臣以外の場合

内閣総理大臣	設置者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が2以上の都道府県に所在する場合
--------	---

③ 届出事項

園の設置者は、②の区分に応じて、以下の事項を届け出なければなりません（子ども・子育て支援法施行規則第46条第1項）。

なお、届出に関する様式は平成27年8月10日付け内閣府事務連絡を御参照願います。

届出事項	対象となる設置者
事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	全ての設置者
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	確認を受けた施設又は事業所の数が20以上の設置者
業務執行の状況の監査の方法の概要	確認を受けた施設又は事業所の数が100以上の設置者

(10) 事故の報告等

幼保認こ園において、以下の重大事故が発生した時は、様式（P26）により市町村担当課宛て報告しなければなりません（H27.2.16 府政共生 96 号他通知）。

なお、報告の第1報は原則事故発生当日とし、第2報は原則1か月以内が目安となります。

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上の負傷や重篤な事故等

(11) その他

① 履修困難な教科への配慮

園児が心身の状況により履修困難な各教科(国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育)は、心身の状況に適合するように課さなければなりません（条例第13条）。

② 基準と幼保認こ園

幼保認こ園は、条例で定める基準を超えて、常にその学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させなければなりません（条例第14条第1項）。

また、条例で定める基準を超える園は、この基準を理由に、その学級の編制、職員、設備又は運営の水準を低下させてはなりません（条例第14条第2項）。

③ 一般原則

i 幼保認こ園は、園児の人権に十分配慮し、個々の人格を尊重して、その運営を行わなければなりません（条例第15条第1項）。

ii 地域社会との交流及び連携を図り、保護者や地域社会に対し、その運営の内容を適切

に説明するよう努めなければなりません（同第 2 項）。

iii 園の目的を達成のために必要な設備を設けなければなりません（同第 3 項）。

④ 非常災害対策

i 幼保認可園は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領において、地域の環境や園児の特性等を踏まえた安全確保体制及び避難方法等を具体的に定めなければなりません（条例第 16 条第 1 項）。

ii 安全計画及び危険等発生時対処要領に基づき、非常災害時の関係機関への通報や関係機関との連携、園児の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、園児等に周知しなければなりません（同第 2 項）。

iii 消火用具、非常口その他の必要な設備を設け、常に注意をし、訓練するよう努めなければなりません（同第 3 項）。

iv iiiの訓練のうち避難、消火の訓練は、毎月 1 回以上行わなければなりません（同第 4 項）。

v 安全計画及び危険等発生時対処要領を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければなりません（同 5 項）。

⑤ 職員の知識及び技能の向上等

職員は、常に自己研鑽さんに励み、園の目的を達成するために必要な知識等の修得、維持及び向上に努めなければなりません（条例第 17 条第 1 項）。

また、幼保認可園も、職員への研修の機会を確保しなければなりません（同 2 項）。

⑥ 園児を平等に取り扱う原則

園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用負担の有無によって、差別的取扱いをしてはなりません（条例第 20 条）。

⑦ 虐待等の禁止

職員は、園児に対し、児童福祉法 33 条の 10 各号に掲げる行為や、その他心身に有害な影響を与える行為をしてはなりません（条例第 21 条）。

⑧ 懲戒に係る権限の濫用禁止

園長は、児童福祉法第 47 条第 3 項により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置をとる時は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはなりません（条例第 22 条）。

⑨ 人権の擁護等に関する措置

幼保認可園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置やその他必要な体制整備を行い、職員への研修の実施やその他必要な措置を講ずるよう努めなければなりません（条例第 23 条）。

⑩ 秘密保持等

職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児やその家族の秘密を漏らしてはなりません（条例第 25 条第 1 項）。

また、幼保認可園は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児やその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければなりません（同第 2 項）。

⑪ 苦情への対応

i 幼保認可園は、保護者等からの苦情に迅速・適切に対応するため、受付窓口を設置する他必要な措置を講じなければなりません（条例第 26 条第 1 項）。

ii 県又は市町村から指導・助言を受けた場合は、その指導・助言に従って必要な改善を行わなければなりません（同第 2 項）。

iii 社会福祉法第 83 条の運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の調査にできる限り協力しなければなりません（同第 3 項）。

⑫ 保護者との連絡

園長は、保護者と常に密接に連絡をとり、教育・保育の内容等について、理解・協力を得るよう努めなければなりません（条例第 28 条）。

3 その他

(1) 園則

園則は次に掲げる事項を記載しなければなりません（法施行規則第 16 条）。

なお、幼保認可園は、運営規程（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第 20 条）も定めなければならないため、県は、園則と運営規程を統合した園則兼運営規程の作成例（P28）を示していますので御参照願います。

- ① 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
- ② 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
- ③ 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
- ④ 利用定員及び職員組織に関する事項

- ⑤ 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
- ⑥ 保育料その他の費用徴収に関する事項
- ⑦ その他施設の管理についての重要事項

(2) 備付表簿等

① 備付表簿

幼保認こ園において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりです（法施行規則第26条 学校教育法施行規則第28条準用）。なお、これらの表簿は別に定めがあるもの以外は5年間保存しなければなりません（同第29条準用）

- ・ 学校に関係のある法令
- ・ 園則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- ・ 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- ・ 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- ・ 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- ・ 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- ・ 往復文書処理簿

② 指導要録

i 園長は、園児の指導要録（法施行令第8条の園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本）を作成しなければなりません（法施行規則第30条第1項）。

指導要録の様式等

指導要録の様式は参考例（P32）をもとに、各設置者等において創意工夫の下作成することとされています。

※平成27年1月27日付け府政共生第73号他通知

ii 園長は、園児が進学した場合は、指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければなりません（同第2項）。

iii 園長は、園児が転園した場合は、指導要録の写しを作成し、その写しを転園先の長に送付しなければなりません（同第3項）。

iv 指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録は、その保存期間は20年間です（同第4項）。

v 幼保認こ園廃止後に都道府県等が指導要録を保存する場合は、20年間から園において保存していた期間を控除した期間を保存することとなります（同第5項）。

幼保認こ園廃止後の書類の保存

幼保認こ園が廃止された時の書類の保存先（法施行令第8条）

- | | | |
|-----|------------------|---------------|
| i | 地方公共団体が設置 | 当該地方公共団体の長が保存 |
| ii | i以外の者（宇都宮市除く）が設置 | 栃木県知事が保存 |
| iii | i以外の者（宇都宮市）が設置 | 宇都宮市長が保存 |

(3) 公定価格

子ども・子育て支援新制度では、「施設型給付」等を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、財政支援を保障しています。

施設型給付の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（公定価格）」から「政令で定める額を限度として市町村が定める額（利用者負担）」を控除した額となります。

$$\text{施設型給付費} = \text{公定価格} - \text{利用者負担（額）}$$

給付については、保護者における個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から法定代理受領する仕組みとなります。（利用者負担は施設が利用者から徴収します）。

① 特定負担額（上乘せ徴収）

幼保認こ園は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、この費用見込額と公定価格により得られる額との差額に相当する額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができます（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第3項）。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 特定負担額の例
<ul style="list-style-type: none"> ・教員配置の充実 ・高処遇を通じた教員の確保 ・設備更新の前倒し ・平均的な水準を超えた施設整備 など |
|--|

② 実費徴収

幼保認こ園は、教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、以下の費用の支払を支給認定保護者から受けることができます（同4項）。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 実費徴収
<ul style="list-style-type: none"> ・教材・学用品・制服・アルバム等 ・特別行事、園外活動等 ・1号子どもの給食（人件費の一部は公定価格の加算に含まれる）、2号子どもの主食 ・スクールバス（人件費の一部は公定価格の加算に含まれる） ・その他（PTA等） |
|---|

③ 手続き

幼保認こ園は、①及び②の支払を求める際は、あらかじめ、特定負担額等の使途、額及び支払を求める理由を書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければなりません（ただし、実費徴収は文書同意不要）（同6項）。

④ その他（よくあるお問い合わせ）

（参考：自治体向け FAQ【利用者負担額】）

<p>「入園受入準備費」とは、具体的にどのようなものを想定していますか。</p>	<p>入園受入準備費とは、内定から入園までの準備などの費用を想定しています。例えば、入学手続き関係の書類や、学級名簿等の書類作成、各種教材等の準備、入学辞退者が出た場合の再募集・手続き等に係る経費などを想定しています。</p>
<p>入園に係る事務手続きに要する費用の徴収については、1号認定に関してのみ認められるのでしょうか。利用者にとっての分かりやすさ、説明のしやすさという観点から、2号・3号認定の手続きについても、事前に利用者からの同意を得た上で、費用の徴収をすることは認められますか。</p>	<p>市町村が利用調整を行う保育認定（2号・3号）の子どもについては、入園に係る事務手続きに要する費用について、実費徴収をすることは想定していません。</p>
<p>上乗せ徴収を行う場合、市町村の許可や協議は必要ですか。</p>	<p>特定負担額の徴収（上乗せ徴収）を行うに当たっては、額や徴収理由を明示し、保護者に説明・書面による同意を得ることが必要ですが、私立幼稚園や認定こども園が特定負担額の徴収（上乗せ徴収）を行う場合、市町村の許可や協議は必要ではありません。他方、私立保育所については、市町村から委託を受けて実施する性格上、市町村との協議を経て実施することが必要となります。</p>
<p>上乗せ徴収や実費徴収で保護者に支払いを求めることができる金額の上限はありますか。</p>	<p>具体的な上限額の基準はなく、上乗せ徴収は教育・保育に要する費用と公定価格の差額、実費徴収は実際の便宜の提供に要する費用について、施設の判断で、用途の説明や（文書による）同意といった適正な手続きを経た上で、保護者に支払いを求めることができます。</p>
<p>1号認定子どもの公定価格のみ通園送迎加算がありますが、2・3号認定子どもはバスを利用できないのでしょうか。2・3号認定子どもがバスを利用できる場合は、その実費徴収額は、1号認定子どもよりも加算額分高く設定すべきでしょうか。</p>	<p>通園送迎加算は送迎を利用する一部の1号認定子どもにのみ加算されるのではなく、施設として送迎を実施していれば1号認定子ども全体に加算が付きます。2・3号子どももバスを利用できますし、加算額で不足する必要経費は、1～3号の区分にかかわらず、バス利用者から、同額の実費徴収を行って構いません。</p>

【 I - 2 - (10) 事故の報告等：様式】

事故報告日				報告回数				
認可・認可外				施設・事業種別				
自治体名				施設名				
所在地				開設(認可)年月日				
設置者 (社名・法人名・自治体名等)				代表者名				
在籍子ども数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	合計
教育・保育従事者数		名		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名		
うち常勤教育・保育従事者		名		うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名		
保育室等の面積	乳児室	m ²	ほふく室	m ²	保育室	m ²	遊戯室	m ²
		m ²		m ²		m ²		m ²
発生時の体制		名		教育・保育従事者		名		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士
異年齢構成 の場合の内 訳	0歳	名	1歳	名	2歳	名	3歳	名
	4歳	名	5歳以上	名	学童	名		
事故発生日				事故発生時間帯				
子どもの年齢 (月齢)	所属クラス			入園・入所年月日	平成29年	1月		
子どもの性別				事故誘因				
事故の転帰				(負傷の場合)負傷状況				
(死亡の場合)死因				(負傷の場合)受傷部位				
病状・死因等 (既往歴)	【診断名】							
	【病状】							
	【既往症】				病院名			
特記事項 (事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発育・発達状況、発生時の天候等を記載)								
発生場所								
発生時状況								
発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、2報以降で修正すること)								
当該事故に特徴的な事項								
発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む)								

※ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。

※ 第2報報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。

※ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

教育・保育施設等 事故報告様式【事故再発防止に資する要因分析】

要因	分析項目		記載欄【選択肢の具体的内容を記載】	
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)	事故予防マニュアルの有無		(具体的内容記載欄)	
	事故予防に関する研修		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)
	職員配置		(具体的内容記載欄)	
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
ハード面 (施設、設備等)	施設の安全点検		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)
	遊具の安全点検		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)
	玩具の安全点検		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
環境面 (教育・保育の状況等)	教育・保育の状況			
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
人的面 (担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士・保育従事者、職員の状況)	対象児の動き		(具体的内容記載欄)	
	担当職員の動き		(具体的内容記載欄)	
	他の職員の動き		(具体的内容記載欄)	
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
その他	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
【所管自治体必須記載欄】				
事故発生の要因分析に係る自治体コメント				
※事業所(者)は記載しないでください。				

《事故報告様式送付先》

- 幼保連携型認定こども園、企業主導型保育事業について
 - ・内閣府 子ども・子育て本部 (FAX: 03-3581-2808 Email: kodomokosodate1@cao.go.jp)
- 幼稚園の教育活動中の事故について
 - ・文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 (FAX: 03-6734-3794 Email: anzen@mext.go.jp)
- その他、幼稚園通園中や園における製品に関する事故、園の安全管理に関する事故について
 - ・文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課 (FAX: 03-6734-3794 Email: anzen@mext.go.jp)
- 認可保育所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、地域型保育事業、一時預かり事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、病児保育事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業について
 - ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局 保育課 (FAX: 03-3595-2674 Email: hoikuansen@mhlw.go.jp)
- こちらへも報告してください
 - ・消費者庁消費者安全課 (FAX: 03-3507-9290 Email: syouhisya.anzen@caa.go.jp)

第1学期 4月1日から 7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休園日)

第10条 この認定こども園の休園日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から1月3日まで
- (4) 土曜日（保育を必要とする園児以外の園児に限る。）
- (5) 夏期休業 ○月○日から○月○日まで（同上）
- (6) 冬期休業 ○月○日から○月○日まで（同上）
- (7) 春期休業 ○月○日から○月○日まで（同上）

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休園日に保育を行うことがある。

3 非常災害等真にやむを得ない事情があるときは、臨時に保育を行わないことがある。

(始業、終業時間)

第11条 この認定こども園の教育時間の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、季節により変更することがある。

- (1) 始業時間 午前○時
- (2) 終業時間 午後○時

2 この認定こども園の平日及び土曜日における保育時間の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

(保育標準時間・平日)

- (1) 始業時間 午前○時○分
- (2) 終業時間 午後○時○分

(保育短時間・平日)

- (1) 始業時間 午前○時○分
- (2) 終業時間 午後○時○分

(保育標準時間・土曜日)

- (1) 始業時間 午前○時○分
- (2) 終業時間 午後○時○分

(保育短時間・土曜日)

- (1) 始業時間 午前○時○分
- (2) 終業時間 午後○時○分

(開園時間)

第12条 この認定こども園の開園時間は、次のとおりとする。

(平日)

- (1) 開園時間 午前○時○分
- (2) 閉園時間 午後○時○分

(土曜日)

- (1) 開園時間 午前○時○分
- (2) 閉園時間 午後○時○分

(職員組織)

第13条 この認定こども園には、次の職員を置く。

(1) 園長 1名

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 副園長 〇名

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

(3) 教頭 〇名

教頭は、園長（副園長を置く園にあっては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

(4) 主幹保育教諭 〇名

園長（副園長を置く園にあっては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の保育をつかさどる。

(5) 指導保育教諭 〇名

園児の保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(6) 保育教諭 〇名（又は、「配置基準以上の人員」）

園児の保育をつかさどる。

(7) 主幹養護教諭 〇名

園児の養護をつかさどり、並びに養護教諭に対して、必要な指導及び助言を行う。

(8) 養護教諭 〇名

園児の怪我等の応急処置を行い、健康診断等を通して、園児の心身の健康をつかさどる。

(9) 園医 〇名

健康相談、保健指導、健康診断等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。

(10) 園歯科医 〇名

健康相談、保健指導、健康診断（歯の検査）等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。

(11) 園薬剤師 〇名

環境衛生検査、健康相談、保健指導等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。

(12) 調理員 〇名

給食、おやつ等の調理を行う。

(13) 事務職員 〇名

園の事務を行う。

(14) 運転手 〇名

園児の送迎等を行うバス等の運転を行う。

(入園)

第14条 この認定こども園に入園するときは、本園に、入園申込書を提出し、契約するものとする。ただし、保育を必要とする子どもについては、事前に居住する市町村の利用調整を受けるものとする。

2 1号認定こどもについては、入園希望者が利用定員を上回る場合は、この認定こども園の建学の精神に基づき選考を行う。

(休園・退園)

第15条 休園又は退園をしようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

(卒園)

第16条 この認定こども園の所定の保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(表彰)

第17条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これを表彰することがある。

(利用者負担額等)

第18条 この認定こども園の基本保育料は、園児が居住する市町村が定める額とする。

2 この認定こども園は、前項に定めるほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる経費について、特定負担額（上乗せ徴収）として以下のとおり設定し、その支払いを利用者から受けるものとする。

特定負担額（上乗せ徴収）	負担額	納付時期
(例示) 施設整備費や施設維持費	〇〇〇円（年額）	〇〇〇〇
〇〇〇〇利用のため	〇〇〇円（月額）	〇〇〇〇

3 この認定こども園は、前2項に定めるほか、教育・保育において提供される便宜に要する費用の実費の支払いを利用者から受けることがある。

(緊急時対応)

第19条 この認定こども園の緊急時における対応は、次のとおりとする。

- (1) 園児に急な病状変化があった場合は、直ちに保護者が指定する医療機関に連絡を取り、保護者にも状況を報告する。
- (2) 園児に事故があった場合には、直ちに救急医療機関に連絡を取り、保護者にも状況を報告する。

(非常災害対策)

第20条 園長は、震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、計画的な防災訓練と設備改善を図り、園児の安全に対して万全を期すものとする。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については、少なくとも毎月1回行うものとする。

(虐待防止)

第21条 この認定こども園は、児童虐待防止法の定めるところにより、不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や児童相談所等関係機関と連携し、適切な対応を図るものとする。

(細則)

第22条 この園則の実施に必要な細則は、園長が別に定める。

附 則

この園則は、平成〇〇年〇月〇日から実施する。

【1-3-1(2)-②指導要録：様式（参考例）】

幼保連携型認定こども園園児指導要録（学籍等に関する記録）

園児	ふりがな氏名		性別		保護者 ふりがな氏名	現住所
	平成 年 月 日 生	氏名	性別	現住所		
入園・ 転入園	平成 年 月 日	入園前の 状況			園名及び 所在地	
転・退園	平成 年 月 日	進学・ 就学先等				
修了	平成 年 月 日					
年度及び入園・転 入園・進級時の園 児の年齢	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
学級						
整理番号						
園長 氏名 印						
担当・学級担任者 氏名 印						

幼保連携型認定こども園園児指導要録（指導等に関する記録）

ふりがな 氏名 性別	平成年度 平成 年度 平成年月日 平成年月日 平成年月日	平成年度 平成 年度 平成年度 平成年度 平成年度						
園児の育ちに関わる事項	ねらい (発達を捉える視点)	指導の重点等						
人間関係	<p>幼保連携型認定こども園の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感を持つ。社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。</p>	<p>（学年の重点）</p> <p>（個人の重点）</p>						
環境	<p>身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。身近な環境に自分からかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</p>	<p>（学年の重点）</p> <p>（個人の重点）</p>						
言葉	<p>自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し伝え合う喜びを味わう。日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育教諭や友達と心を通わせる。</p>	<p>指導上参考となる事項</p>						
表現	<p>いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。</p>	<p>指導上参考となる事項</p>						
出欠状況	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
教育日数	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
出席日数	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
備考								